

〇〇町自治会規約

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 目的（第4条・第5条）
- 第3章 会員（第6条—第10条）
- 第4章 役員（第11条—第14条）
- 第5章 会議（第15条—第26条）
- 第6章 資産及び会計（第27条—第32条）
- 第7章 規約の変更及び解散（第33条・第34条）
- 第8章 雑則（第35条・第36条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、〇〇町自治会という。

（区域）

第2条 この会の区域は、小野市〇〇町の全域とする。

※地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件となる。この場合、当該認可地縁団体の構成員のみならず小野市のその他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることが要求される。

（主たる事務所の所在地）

第3条 この会の主たる事務所は、小野市〇〇町〇〇番地〇〇町公民館に置く。

第2章 目的

（目的）

第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

（事業）

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する事。
- (4) 会員の福利厚生に関する事。
- (5) 集会施設の管理運営に関する事。
- (6) 〇〇〇の維持管理に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

第3章 会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

※区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることはできない。地方自治法第260条の2第7項においても、地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないとしている。
※法人や団体は、構成員にはなれないが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとするは可能。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費（協議費）を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒むことができない。

3 この会は、この会の区域に入居した個人に対して、この会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、退会届出書を会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) この会の区域内に居住しなくなったとき。

(2) 死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 会費（協議費）を○年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した入会金、会費（協議費）その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第11条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長（区長） 1名

(2) 副会長（副区長）○名

(3) 会計 ○名

(4) 監事 ○名

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、総会における選挙による。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の実務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

※監事の職務は、地方自治法第260条の12及び「自治会、町内会等法人化の手引」により、上記のように規定することが望ましい。

(役員任期)

- 第14条 この会の役員任期は、〇年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、第12条の規定により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 会議

(会議の種類)

- 第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。
- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

※組長会(班長会)がある例
(会議の種類)
第15条 この会の会議は、総会、役員会及び組長会とする。
2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第16条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成する。

※組長会(班長会)のある例
(会議の構成)
第16条 総会は、会員をもって構成する。
2 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成する。
3 組長会は、前項に規定する役員及び各組長によって構成する。

(会議の権能)

- 第17条 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算に関する事。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
 - (3) 規約の制定改廃に関する事。
 - (4) 役員選任及び解任に関する事。
 - (5) その他この会の運営に係る重要事項に関する事。
- 2 役員会は、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。
- 3 第1項に規定する事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行することができる。この場合において、会長は、これを次の総会にお

いて報告し、その承認を求めなければならない。

※組長会（班長会）のある例

○ 組長会は、総会及び役員会において執行を委任された事項について議決する。

（通常総会）

第18条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

※総会は、地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回開催する必要がある。

※また、地方自治法第260条の4の規定により、会計年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要がある。総会においては、この規約例第31条の手続が行われることが通例であると考えられることから、通常総会の開催に関しては、このように規定することが望ましい。

（臨時総会）

第19条 臨時総会は、役員会が必要と認めたととき又は会員の○分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

※地方自治法第260条の14第2項の規定により、会員の5分の1以上から請求があった場合の臨時総会開催の規定であるが、この定数は、規約で増減することができる。

（役員会）

第20条 役員会は、会長が必要と認めたととき又は役員現在数の○分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

※組長会（班長会）のある例

（役員会及び組長会）

第20条 役員会及び組長会は、毎月1回開催する。

2 会長がその必要を認めたととき又は役員現在数の○分の1以上若しくは組長の△分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、前項の規定にかかわらず臨時に開催することができる。

（招集）

第21条 総会及び役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 4 総会及び役員会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

※組長会（班長会）のある例

（招集）

第21条 総会、役員会及び組長会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から○日以内に役員会又は組長会を招集しなければならない。
- 4 総会、役員会及び組長会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会及び組長会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

（議長）

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

※組長会（班長会）のある例

（議長）

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会及び組長会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第23条 会議は、総会においては総会員の2分の1以上、役員会においては役員現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

※組長会（班長会）のある例

（定足数）

第23条 会議は、総会において総会員の2分の1以上、役員会及び組長会においては役員現在数及び組長現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（議決）

第24条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

※総会において、会員1人の表決権を世帯数分の1とする例（1世帯で1票とする例）

（議決）

第24条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。この場合において、次の各号に掲げる事項を除き、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 重要な財産の処分に関する事項
- (2) 代表者の選任に関する事項
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) この会の解散に関する事項
- (5) その他この会の運営に関する重要事項

2 役員会の議事は、出席役員 of 過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

（書面表決等）

第25条 やむを得ない理由により、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その会員及び役員は、会議に出席したものとみなす。

（議事録）

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数及び役員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

※議事録に押印が必要かどうかは、各自治会で決定することができる。規約で署名及び押印を求めている場合は、押印も必須となる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入
- (6) 別に定める財産目録記載の資産

(資産の管理)

第28条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

- 2 前条第6号に規定する資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において総会員の4分の3以上の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第29条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に、総会の議決により定めなければならない。これを変更する場合も、また同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入及び支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第31条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3か月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、小野市長の認可を受けなければ変更することはできない。

※規約の変更については、地方自治法第260条の3第1項に規定されており、規約の変更は総会の専権事項であり、かつ、市長の認可を要することになる。なお、「4分の3」の部分については、別の割合を定めることができる。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産の処分方法は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

※解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能であるが、営利法人等を帰属権利者とする場合は、地縁団体の目的に鑑み適当ではない。地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体、又は類似の目的をもつ公益を目的とした団体に帰属させることが適当。

第8章 雑則

(書類及び帳簿等の備付け)

第35条 この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会議議事録
- (5) 会員名簿
- (6) 資産台帳
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (9) 事業計画書及び収支予算書
- (10) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第36条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この規約の適用に伴う必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

※規約の施行の日を、市長の認可の日からとする例

附 則

- 1 この規約は、小野市長の認可のあった日から施行する。
- 2 この規約の適用に伴う必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。